

「受験資格(保健師・社会人経験者)の詳細について」

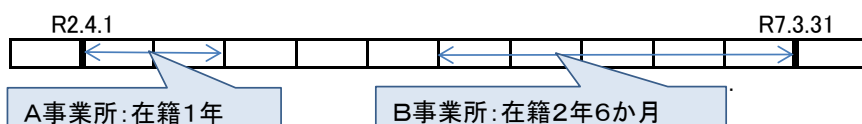
- 1 受験資格における「保健師又は看護師における職務経験」とは、正職員又は会計年度任用職員等として勤務した経験が該当する。
- 2 休憩時間を除いた週30時間以上の職務経験年数が対象。
※「週30時間以上」とは、就業規則等で定められた所定労働時間を意味する。
※「週当たりの勤務時間」には、時間外勤務は該当しない。
※職務経験が複数ある場合には、それぞれの勤務年数が6か月未満の場合は通算できない。
- 3 育児休業や病欠休業等、職務に従事していない期間は職務経験に含まない。
※休業等(傷病休暇・休職、育児休業、介護休業等)で実際に業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間は職務経験の期間から除く。
- 4 最終合格発表後に職歴証明書等を提出する必要がある。職歴について証明できなかった場合は、合格を取り消す。

Q1 「職務経験年数」としての「令和2年4月1日から令和7年3月31日までに通算3年以上」とは、どのような場合が該当するのですか？

A1 通算できる職務経験の例は、下記のとおりです。

(ケース1)

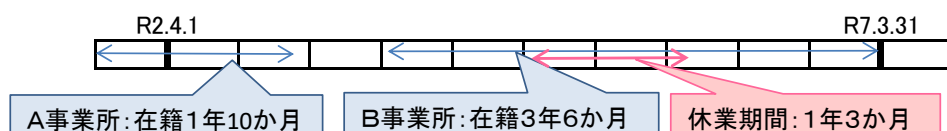
- A事業所での在籍期間1年、B事業所での在籍期間2年6か月
- 両事業所とも、週30時間以上の勤務である
- 傷病休暇などによる1か月以上の休業期間はない



⇒ 通算して3年6か月となるので、「3年以上」の要件を満たします。

(ケース2)

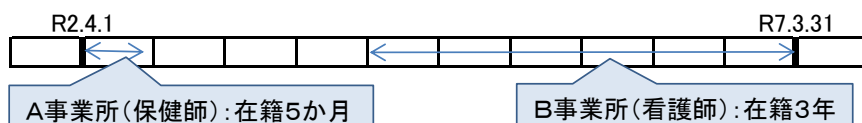
- A事業所での在籍期間1年10か月(R2.4.1以降では10か月のみ)、B事業所での在籍期間3年6か月
- 両事業所とも、週30時間以上の勤務である
- B事業所において、産前・産後休業と育児休業合わせて1年3か月取得



- ⇒ A事業所については、R2.4.1以降の10か月のみ通算できます。
- ⇒ B事業所における産前・産後、育児休業期間は職務経験の期間から除きますので、B事業所での職務経験期間は2年3か月となります。
- ⇒ A事業所とB事業所合わせて3年1か月となるので、「3年以上」の要件を満たします。

(ケース3)

- A事業所(保健師)での在籍期間5か月、B事業所(看護師)での在籍期間3年
- 両事業所とも、週30時間以上の勤務である
- 傷病休暇などによる1か月以上の休業期間はない



- ⇒ A事業所で保健師としての在籍期間は5か月であり、6か月未満のため通算することができません。
- ⇒ B事業所での職務経験期間は3年となります。
- ⇒ B事業所で看護師としての経験が3年以上ありますが、A事業所で保健師としての経験が6か月未満のため、「保健師としての経験年数が継続して6か月以上」の要件を満たしません。

Q2 令和2年4月1日から令和2年9月10日までA事業所で保健師として働いていました。6か月以上継続して働いたとみなして職務経歴期間に算入することができますか(週30時間以上の勤務)。

A2 職務経歴期間は1か月未満は切り捨てて算定します。この場合、令和2年9月1日から同年9月10日までの期間は1か月未満となり切り捨てるため、職務経歴期間は令和2年4月1日から令和2年8月末日までの5か月となり、6か月以上継続して働いたとはみなせず、職務経歴期間に算入することはできません。

Q3 令和3年7月20日から令和6年12月19日【A期間】まで働いてましたが、令和4年5月15日から同年8月31日【B期間】まで傷病休暇を取得しました。職務経歴期間は「何年何か月」となりますか(週30時間以上の勤務)。

A3 令和3年7月20日から令和6年12月19日までが満3年5か月となります。
一方、B期間は3か月なので(同じく1か月未満切り捨て)、職務経歴期間は差し引き3年2か月となります。

Q4 「職歴証明書」は受験申込時に必要ですか？

A4 受験申込時点で、「職歴証明書」を準備いただく必要はありません。最終合格者発表後、合格者には、市が指定する様式で証明をしていただきます。
なお、「職歴証明書」には、保育所等の名称、代表者名、代表者印、就業期間、就業規則等で定められた1週間当たりの勤務時間、主たる職務内容等を記載していただく予定です。
但し、「社会人経験者」で試験申込みされる場合は、申込書とは別に、「保健師(社会人経験者)《エントリーシート》」の提出をお願いすることになります。この中で、「職務経歴」等の概要については記載していただくことになります。